

川内原子力発電所第1号機 設計及び工事の計画の認可申請(緊急時対策棟接続工事)に係る確認事項に対する回答

資料 (3)

No.	説明資料	ページ	説明項目	説明内容
1	緊急時対策所に関する設備等の設工認手手続きにおける取扱いについて	(3)-4	申請書の中で、緊急時対策棟、緊急時対策棟(指揮所)、緊急時対策棟(連絡通路)及び緊急時対策棟(休憩所)という施設名称が登場するが、これらの施設の定義や範囲について、図面等を用いて説明すること。またそれぞれに期待している機能についても明確に説明すること。	別紙にて説明する。
2	緊急時対策所に関する設備等に係る設工認手手続きにおける取扱いについて	(3)-8	代替緊急時対策所に係る設計及び工事の計画の認可申請、緊急時対策所(指揮所)に係る設計及び工事の計画の認可申請及び本申請のそれぞれの申請対象設備について、その設置場所(屋内外を含む)、状況(移設や廃止)及び本申請における扱い(変更の有無、適用条文等)を整理し、説明すること。 例えば、緊急時対策所エリアモニタについては、緊急時対策棟(休憩所)のスペースには設置せず、緊急時対策棟(指揮所)に2個とも取り付けるという理解でよい。また、8月19日のヒアリング資料によると通信連絡設備に関する脱明書においては指揮所工認の設備が対象と脱明しているが、緊急時対策棟(休憩所)のスペースには、技術基準規則第47条に基づく警報装置設置しないという理解でいいか。	別紙にて説明する。
3	添付資料2 発電用原子炉の自然現象等による損傷の防止に関する説明書-2(1)-7-等	—	緊急時対策棟(連絡通路)に係る重大事故等対処設備に係る落雷対策について、具体的に使用する設備(避雷設備若しくは接地設備)を説明すること	緊急時対策棟(連絡通路)に係る重大事故等対処設備において、落雷に対して考慮が必要な機器は、換気設備の電動弁が対象。 具体的な落雷の対策としては、緊急時対策棟に設置された接地網に接続することにより対策している。
4	添付資料2 発電用原子炉の自然現象等による損傷の防止に関する説明書-2(1)-9-	—	緊急時対策棟(連絡通路)に係る重大事故等対処設備について、電磁波に対して考慮が必要な機器とは何か具体的に説明すること	緊急時対策棟(連絡通路)に係る重大事故等対処設備において、電磁波に対して考慮が必要な機器は、換気設備の電動弁が対象。 具体的な電磁波の対策は、鋼製筐体(電線管)に収納し、鋼製筐体を接地させることにより電磁波の侵入防止をしている。
5	指揮所工認で設置した設備等に対する本申請の添付資料における説明方針全般	(3)-29	要目表の仕様は変更せずに使用用途を変更する設備(緊急時対策所非常用空気浄化ファン等)について、8月19日のヒアリング資料によると設定根拠に関する説明書については、申請対象設備の要目表に対して説明するものであることから、当該説明書には記載していないと説明しているが、この根拠について、発電用原子炉施設の設計及び工事の計画に係る手続きガイド等を踏まえて、整理し説明すること。	工事計画手続きガイドにおいて、設定根拠説明書は、「要目表に記載する機器等が通常運転時、設計基準事故時、重大事故等時等に機能を要求される状況で所要の機能を発揮するための設計条件の設定根拠に関して説明すること」、「基本設計方針にのみ記載する機器等についても、当該機器等の主たる機能に係る仕様(容量、最高使用圧力、最高使用温度又は個数等)について設定根拠に関して説明すること」と規定される。 空気ポンベ及び緊急時対策所非常用空気浄化ファンについては、本申請の一体運用に伴い使用用途・設定根拠が変更がとなるため、要求される状況で所要の機能を発揮するため設定根拠について説明が必要であることから、添付資料の別添で説明するよう申請書の構成を見直す。
6	添付資料4 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書-4(1)-4-	—	溢水に対する設計について、添付資料6にて説明している内容と差異があるように読めるが整理して説明すること。	添付資料6の記載に合わせて以下の通り記載を修正する。 「溢水に対して、重大事故等対処設備(緊急時対策所)は、機能を損なうおそれがない設計とする。 重大事故等対処設備(緊急時対策所)の溢水防護設計については、添付資料6「発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書」の「2. 溢水等による損傷防止の基本方針」に基づき実施する。」

No.	説明資料	ページ	説明項目	説明内容
7	添付資料4 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 -4(1)-5-	—	「想定する重大事故等対処設備(緊急時対策所)の破損等により生じる溢水」と記載しているが、本申請において該当する設備を説明すること。	添付資料6の記載に合わせて以下の通り記載を修正する。 「重大事故等対処設備(緊急時対策所)は、溢水により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 悪影響防止を含めた発電用原子炉施設内における機器及び配管の破損等により発生する溢水の影響評価を踏まえた設計については、添付資料6「発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書」の「2. 溢水等による損傷防止の基本方針」に基づき実施する。」
8	添付資料4 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 -4(1)-6-	—	「弁の閉止等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成及び系統隔離をする設計」と記載しているが、本申請においては該当する設備を説明すること。	本申請において通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成及び系統隔離を行う設備として、換気空調系の電動弁と、加圧設備の弁が対象となる。
9	添付資料4 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 -4(1)-7-等	—	本申請において、重大事故等対処設備として操作する必要がある設備があるかどうか説明すること。	本申請において重大事故等対処設備として操作が必要となる設備として、換気空調系の電動弁と、加圧設備の弁が対象となる。
10	添付資料4 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 -4(1)-8-	—	環境温度に対する設計としては、耐圧部とそうでない部分に分けて説明しているが、湿度に対しては耐圧部の設計のみが説明されており、この差異の理由を説明すること。その際には、申請設備の耐圧部とそうでない部分についても具体的に説明すること。	「耐圧部以外の部分」についても、指揮所工認と同様の環境湿度に対する設計を明記する。なお、耐圧部でない部分は、申請対象設備には該当がないが、系全体としては電動弁駆動部やケーブルが該当する。
11	添付資料4 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 -4(1)-13-	—	試験・検査性について、主要部分の断面寸法が確認できる設計とは具体的にどのような設計なのか説明すること、また、試験・検査を行う設備は遮蔽のみでダンパ等については実施しないという理解でいいか。	断面寸法については、遮蔽壁を構築しながら検査を実施、確認することで、遮蔽壁の要求を満足することを確認するものである。 なお、電動弁等の試験・検査も実施するが、これらの設備は系の動的機器に含めた試験・検査として整理しているため、指揮所工認にて示したファン、容器、空調ユニットの試験・検査の項目のうち、電動弁等の試験・検査にも該当する部分を添付資料に追加する。

No.	説明資料	ページ	説明項目	説明内容
12	添付資料9 耐震性に関する説明書 -9(1)-4-3-	—	緊急時対策棟が緊急時対策所(緊急時対策棟内)の間接支持構造物に該当しない理由について、具体的に説明すること。	他設工認の審査状況を踏まえて、緊急時対策所(緊急時対策棟)及び緊急時対策所遮蔽(緊急時対策所(緊急時対策棟内))の間接支持構造物として、緊急時対策棟(指揮所)、緊急時対策棟(連絡通路)及び緊急時対策棟(休憩所)のうち必要な建屋を記載する。なお、緊急時対策所(緊急時対策棟内)は間接支持構造の一部であり、設備と間接支持構造物に境界を設けないことから、一体として耐震評価を行う旨を注記に記載する。 また、「緊急時対策棟(連絡通路)の耐震計算書」に緊急時対策棟(連絡通路)はCクラス相当の設計である旨、また、「緊急時対策棟(休憩所)の耐震計算書」に、「Cクラス施設の間接支持構造物」である旨記載する。
13	添付資料9 耐震性に関する説明書 -9(1)-4-5-	—	放射線管理施設の間接支持構造物として、緊急時対策棟が該当すると記載しているが、緊急時対策棟の耐震性については言及されていないと認識している(言及されているのは、緊急時対策棟(休憩所)及び緊急時対策棟(連絡通路)のみ)。No.1の確認事項と合わせて整理して説明すること。	放射線管理施設の間接支持構造物として記載している緊急時対策棟が、緊急時対策棟(指揮所)、緊急時対策棟(連絡通路)及び緊急時対策棟(休憩所)を指していることがわかるように記載を修正する。なお、申請書上では、緊急時対策棟(連絡通路)及び緊急時対策棟(休憩所)の耐震計算書を添付しており、緊急時対策棟(指揮所)については、指揮所工認から変更がなく指揮所工認を呼び込む旨を記載する。
14	添付資料9 耐震性に関する説明書 -9(1)-4-6/E-	—	緊急時対策所遮蔽(緊急事対策所(緊急時対策棟内))及び緊急時対策所(緊急時対策棟内)について、耐震計算書を添付する旨記載されているが、これらの耐震計算書は添付されていないと認識している。整理して説明すること。	緊急時対策所遮蔽(緊急時対策所(緊急時対策棟内))及び緊急時対策所(緊急時対策棟内)は、緊急時対策棟(指揮所)、緊急時対策棟(連絡通路)及び緊急時対策棟(休憩所)のうち必要な建屋の一部である。そのため、緊急時対策所(緊急時対策棟内)は間接支持構造の一部であり、設備と間接支持構造物に境界を設けないことから、一体として耐震評価を行うため、緊急時対策所遮蔽(緊急時対策所(緊急時対策棟内))及び緊急時対策所(緊急時対策棟内)の耐震計算書は緊急時対策棟の耐震計算書を参照することを記載する。なお、添付資料11「生体遮蔽装置の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書」及び添付資料12「緊急時対策所の機能に関する説明書」に、耐震計算書を呼び込む旨は記載している。
15	添付資料9 耐震性に関する説明書 -9(1)-13-2-12-	—	第3-1表の短期許容支持力度について、(注1)を参照している理由を説明すること。	地盤については、基本的として許容限界は極限支持力度であるが、施設全体の更なる安全性を確保するため、許容限界を極限支持力度より厳しい値を設定するという意図で記載していた。ただし、地盤については許容限界を短期許容支持力度としていることから、注1の記載の適正化を行う。
			以下余白	

緊急時対策棟（休憩所）及び緊急時対策棟（連絡通路）の位置づけについて

1. 緊急時対策所（緊急時対策棟内）の範囲の定義について

S A時に要員が滞在するスペースを「緊急時対策所（緊急時対策棟内）」と定義しており、それらは「本部・執務エリア」、「ミーティングエリア」、「多目的エリア」及び「休憩室」に区分され、緊急時対策棟内に設置される。また、緊急時対策棟は、緊急時対策棟（指揮所）（以下「指揮所」という。）、緊急時対策棟（休憩所）（以下「休憩所」という。）及び緊急時対策棟（連絡通路）（以下「連絡通路」という。）から構成される。

各エリア及び建屋の範囲の定義を第1図に示す。

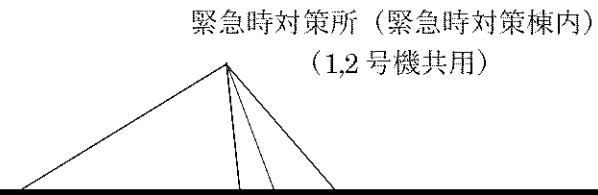
2. 休憩所及び連絡通路の条文上の位置づけについて

休憩所は、S A時に指揮・命令スペースとは分離された区画で要員が休憩するために設置する施設であり、要員が滞在する緊急時対策所（緊急時対策棟内）の一部である。

連絡通路は、指揮所と休憩所を接続するための施設であり、要員が滞在する緊急時対策所（緊急時対策棟内）に該当しないが、要員の居住性を確保するためのバウンダリの一部としての機能を持つ。

D Bの要求における休憩所及び連絡通路の位置づけを第1表に、それに対応するS A時の休憩所及び連絡通路の位置づけを第2表に示す。

D Bでの連絡通路の耐震設計については、S A時の指揮所、休憩所、連絡通路の設計の一貫性を踏まえ、D B上も一貫性を持つように、指揮所、休憩所に適用される地震力にて設計を行う。



(注) 緊急時対策棟は、緊急時対策棟（指揮所）、緊急時対策棟（休憩所）及び緊急時対策棟（連絡通路）の独立した建屋の総称をいう。
個別の建屋を示す場合、緊急時対策棟（指揮所）、緊急時対策棟（休憩所）又は緊急時対策棟（連絡通路）という。
また、緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、図に示す■部をいう。
個別のエリアを示す場合、「本部・執務エリア」、「ミーティングエリア」、「多目的エリア」、「休憩室」という。

第1図 緊急時対策所（緊急時対策棟内）及び各エリアの範囲の定義

※ 枠囲みの内容は、商業機密あるいは防護上の観点から公開できません。

第1表 各条文における休憩所及び連絡通路の要求事項（D B）

技術基準規則	項目	緊急時対策棟全体への要求事項	休憩所・連絡通路の役割
第46条 第1項	居住性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・対策要員を収容することができるとともに、対策要員が必要な期間にわたり滞在できる設計とする。 ・酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・休憩所は、D B時はS A時に備えた対策要員を収容するための収容スペースとなる。 ・連絡通路は要員の滞在場所としているためD B上の要求はない。 ・外気取入れ可能な場合、S A時に備え空気浄化装置を運転するとともに、指揮所に保管している濃度計を休憩所にて用い、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を監視する。
	情報の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置を設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指揮所に表示するため当該要求無し。
	通信連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所内：緊急時対策所、中央制御室及び作業場所で、指示及び連絡を行うことができる設備として、運転指令設備、電力保安信用電話設備、衛星携帯電話設備、無線連絡設備及び携帯型通話設備を設置又は保管する。 ・発電所外：本店、国、地方公共団体その他関係機関の必要箇所への事故の発生等に係る連絡を行うことができる設備として、加入電話設備、電力保安信用電話設備、テレビ会議システム（社内）、衛星携帯電話設備、無線連絡設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指揮所に設置するため当該要求無し。但し、技術基準規則第47条の要求で、休憩所に通信連絡設備を設置する。 ・指揮所に設置するため当該要求無し。
第46条 第2項	有毒ガス防護措置	<ul style="list-style-type: none"> ・有毒ガスが必要な指示要員に及ぼす影響により、指示要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがないよう、必要な指示、操作を行うことができる設計とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の観点で緊急時対策棟全体の機能を確保することとしており、当該要求に対して休憩所・連絡通路は評価に影響しない。 <ul style="list-style-type: none"> 【固定源】 防液堤等の現場の設置状況を踏まえて有毒ガス濃度評価を行い、指揮所の外気取入口（屋外）において有毒ガス濃度が防護判断基準値を下回ることを確認している。 【可動源】 換気設備の隔離、防護具の着用等により指示要員を防護することとしている。
第15条 第6項	設備の共用	<ul style="list-style-type: none"> ・D B時に双方のプラント状況を考慮した指揮命令を行う必要があるため、同一スペースを共用化し、必要な情報を共有・考慮しながら、総合的な管理を行う設計とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事故時のプラント状況、地震、津波等発生時における被害状況、放射性物質の放出有無等の確認を行い、発電所全体として必要な情報の共有を図り、相互のプラント状況に応じて、事故対応、要員配置等の総合的な管理を行う。

第2表 各条文における休憩所及び連絡通路の要求事項（S A）

技術基準規則	項目	緊急時対策棟全体への要求事項	休憩所・連絡通路の役割
第76条 第1項 第1号 第2項	居住性の確保	・対策要員を収容することができるとともに、対策要員が必要な期間にわたり滞在できる設計とする。	・休憩所は対策要員が休憩するためのスペース（寝具40床）を確保している。
		・対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないように、緊急時対策所換気設備及び緊急時対策所遮蔽を設置する。	・休憩する対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないように、休憩所及び連絡通路に遮蔽を設置する。 ・休憩する対策要員の居住性を確保するための給気ライン及び加圧ラインを休憩所及び連絡通路に設置する。 ・指揮所での加圧操作開始を判断するために、緊急時対策所エリアモニタを休憩所に設置する。
		・酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する。	・指揮所に保管している濃度計を休憩所にて用い、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を監視する。
第1項 第2号	情報の把握	・緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置を設置する。	・指揮所に表示するため当該要求無し。
第1項 第3号	通信連絡	・発電所内：緊急時対策所、中央制御室及び作業場所で、指示及び連絡を行うことができる設備として、衛星携帯電話設備及び携帯型通話設備を設置又は保管する。 ・発電所外：本店、国、地方公共団体その他関係機関の必要箇所への事故の発生等に係る連絡を行うことができる設備として、衛星携帯電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する。	・指揮所に設置するため当該要求無し。但し、技術基準規則第47条の要求で、休憩所に通信連絡設備を設置する。 ・指揮所に設置するため当該要求無し。
第54条 第2項 第2号	設備の共用	・S A時に双方のプラント状況を考慮した指揮命令を行う必要があるため、同一スペースを共用化し、必要な情報を共有・考慮しながら、総合的な管理を行う設計とする。	・事故時のプラント状況、地震、津波等発生時における被害状況、放射性物質の放出有無等の確認を行い、発電所全体として必要な情報の共有を図り、相互のプラント状況に応じて、事故対応、要員配置等の総合的な管理を行う。

以上

緊急時対策所に関連する設備等の設工認手続きにおける取扱いについて

1. 概 要

緊急時対策所に関連する設備等については、新規制基準適合性確認設工認^{*1}による代替緊急時対策所、緊急時対策所(指揮所)設置工事設工認^{*2}による緊急時対策所（指揮所）、及び本緊急時対策棟接続工事に係る設工認にて、設工認手続きを実施している。

本資料では、上記の各設工認申請における、緊急時対策所に関連する設備等の取り扱いについて表1に、また適用条文について表2に示す。

また、接続工事後の設備の設置場所、保管場所の概要図を図1に示す。

*1 平成27年3月18日付原規規発第1503181号にて認可された工事計画

*2 令和元年6月3日付け原規規発第1906035号にて認可された工事計画

表1 緊対所に関連する設備等に係る設工認申請手続き及び本申請での取扱い

[表中の略語]

・代緊所：代替緊急時対策所／・緊対所(指揮所)：緊急時対策所(指揮所)／・緊対所(棟内)：緊急時対策所(緊対棟内)／・緊対棟：緊急時対策棟

(注) 接続工事完了後の最終的な設備名称、設置場所/保管場所を示す。ここでは、「指揮所棟」は緊急時対策棟(指揮所)、「休憩所棟」は緊急時対策棟(指揮所)、「連絡通路」は緊急時対策棟(連絡通路)のエリアを示す。

設備等 ^(注)	(注) 設置場所 保管場所	変更概要			本申請における取扱い
		新規制基準適合性確認 工認(代緊所)	緊急時対策所(指揮所) 設置工事	緊急時対策棟 接続工事	
計測制御施設					
原子炉補機冷却水サーボタング圧力(SA)【予備機】	指揮所棟	・新設 保管場所:代緊所	・保管場所の変更 保管場所:緊対棟(指揮所)	・保管場所名称の変更 保管場所:緊対棟	一体運用に伴う既工認適合性への影響がないことから既工認を読み込み
格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)【予備機】	指揮所棟	・新設 保管場所:代緊所	・保管場所の変更 保管場所:緊対棟(指揮所)	・保管場所名称の変更 保管場所:緊対棟	同上
中央制御室機能	中央制御室	・新規 中制室の連絡及び連携先として緊対所を記載 連絡・連携先名称:代緊所	・連絡・連携先の名称の変更 連絡・連携先名称:緊対所(指揮所)	・連絡・連携先の名称の変更 連絡・連携先名称:緊対所(棟内)	中央制御室機能については申請対象外
[基本設計方針対象設備] 通信連絡設備 (緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS))	中央制御室	・新設 伝送先*:代緊所 *基本設計方針に記載	・伝送先の変更 伝送先:緊対所*(指揮所) *基本設計方針に記載	・伝送先の名称の変更 伝送先*:緊対所(棟内) *基本設計方針に記載	一体運用に伴う既工認適合性への影響がないことから既工認を読み込み
[基本設計方針対象設備] 通信連絡設備 (SPDSデータ表示装置、衛星携帯電話設備、携帯型通話設備、総合原子力防災ネットワーク、電力保安通信電話設備、無線連絡設備、テレビ会議システム、加入電話設備、運転指令設備)	休憩所	休憩所棟	・新設	・電力保安通信電話設備、運転指令設備は一時停止 ・その他の設備は廃止	電力保安通信電話設備、運転指令設備について一体運用に伴う既工認適合性への影響がないことから既工認を読み込み
	指揮所	指揮所棟	—	・新設 設置場所*:緊対棟(指揮所) 保管場所*:緊対棟(指揮所) *基本設計方針に記載	・設置・保管場所名称の変更 設置場所*:緊対棟 保管場所*:緊対棟 *基本設計方針に記載
	連絡通路	—	—	—	—
放射線管理施設					
代緊所エリアモニタ	—	・新設	・廃止	—	
緊対所エリアモニタ	指揮所棟	—	・新設(2台) 保管場所:緊対棟(指揮所) 取付箇所:緊対所(指揮所) (EL. 25. 3m) 監視記録:緊対所(指揮所)	・保管場所/取付箇所/監視記録場所名称の変更 ・取付箇所の変更(2台中1台) 保管場所:緊対棟 取付箇所:緊対所(棟内) (EL. 25. 2, 25. 3m) (*) 監視記録:緊対所(棟内)	(*)2台中1台取付箇所を変更。本変更について別紙に示す。 一体運用に伴う既工認適合性への影響がないことから既工認を読み込み
モニタリングステーション	屋外	・新設 表示場所*:代緊所 *基本設計方針に記載	・表示場所の変更 表示場所*:緊対所(指揮所) *基本設計方針に記載	・表示場所名称の変更 表示場所*:緊対所(棟内) *基本設計方針に記載	一体運用に伴う既工認適合性への影響がないことから既工認を読み込み
モニタリングポスト	屋外	・新設 表示場所*:代緊所 *基本設計方針に記載	・表示場所の変更 表示場所*:緊対所(指揮所) *基本設計方針に記載	・表示場所名称の変更 表示場所*:緊対所(棟内) *基本設計方針に記載	同上
移動式周辺モニタリング設備 (可搬型モニタリングポスト、可搬型エリアモニタ、電離箱サベイメータ、NaIシンチレーションサーへイメータ、GM汚染サベイメータ、ZnSシンチレーションサーへイメータ、β線サベイメータ)	休憩所	—	・新設 保管場所:代緊所	廃止	—
	指揮所	指揮所棟	—	・新設 保管場所:緊対棟(指揮所)	・保管場所名称の変更 保管場所:緊対棟
	連絡通路	—	—	—	—
代緊所加圧設備 (ポンベ)	—	・新設	・廃止	—	—
空気ポンベ(緊対所用)	緊対棟屋外地下 エリア(加圧設備)	—	・新設	・一体運用に係る基本設計方針の変更に伴う使用用途の変更(供給先の容積が増加)	使用用途変更に係る設定根拠については設定根拠説明書の別添に示す。 その他の既工認適合性については一体運用に伴う影響がないことから既工認を読み込み
換気設備主配管(代緊所)	屋外/ 休憩所棟	・新設	・廃止	— (下欄を除く配管) ・[緊対所非常用空気浄化ライン緊対棟(指揮所)出口取合点～緊対棟(休憩所)]の範囲の一部については、既存の設備を再登録し使用	申請対象として適合性を説明
換気設備主配管(指揮所)	緊対棟屋外地下 エリア(加圧設備)/加圧設備トレンチ/屋外/ 指揮所棟	—	・新設	・変更なし	一体運用に伴う既工認適合性への影響がないことから既工認を読み込み
換気設備主配管(連絡通路)	緊対棟(連絡通路)/屋外/休憩所 棟	—	—	・新設	申請対象として適合性を説明

設 備 等 ^(注)	(注) 設置場所 保管場所	変更概要			本申請における取扱い
		新規制基準適合性確認 工認 (代緊所)	緊急時対策所(指揮所) 設置工事	緊急時対策棟 接続工事	
代緊所空気浄化ファン	—	・新設	・廃止	—	—
緊対所非常用空気浄化ファン	指揮所棟	—	・新設 設置床：緊対棟（指揮所）	・設置床名称の変更 設置床：緊対棟 ・一体運用に係る基本設計方針の 変更に伴う使用用途の変更（供給 先の容積が増加）	使用用途変更に係る設定根拠に ついては設定根拠説明書の別添 に示す。 その他の既工認適合性については 一体運用に伴う影響がないこと から既工認を読み込み
代緊所空気浄化フィルタユニット	—	・新設	・廃止	—	—
緊対所非常用空気浄化フィルタユニット	指揮所棟	—	・新設 設置場所：緊対棟（指揮所）	・設置場所名称の変更 設置場所：緊対棟	一体運用に伴う既工認適合性への 影響がないことから既工認を 読み込み
緊対所遮蔽 (ハロンポンベ(緊対棟(休憩所)用)保管エリア)	屋外	・新設 (旧名：緊対所遮蔽(待機所))	・変更なし (緊対所(指揮所)では使用し ない)	・名称変更	同 上
緊対所遮蔽 (緊対所(棟内))	休憩所 屋外	・新設 (旧名：緊対所遮蔽(代緊所))	・変更なし (緊対所(指揮所)では使用し ない)	・名称変更 ※仕様に変更のない範囲で拡張 を実施	緊対所(棟内)全体の遮蔽評価を 実施。 既工認適合性への影響がない範 囲については既工認を読み込み 拡張部に係る適合性説明につ いては別途検討中
	指揮所 屋外	—	・新設 (旧名：緊対所遮蔽(緊対所(指 揮所)))	・名称変更 ・遮蔽体の撤去	
	連絡通路 屋外	—	—	・新設	
[基本設計方針対象設備] 可搬型気象観測装置	指揮所棟	・新設 保管場所*：代緊所 監視場所*：代緊所 *基本設計方針に記載	・保管・監視場所の変更 保管場所*：緊対棟（指揮所） 監視場所*：緊対所（指揮所） *基本設計方針に記載	・保管・監視場所名称の変更 保管場所*：緊対棟 監視場所*：緊対所(棟内) *基本設計方針に記載	一体運用に伴う既工認適合性への 影響がないことから既工認を 読み込み
[基本設計方針対象設備] 緊対所加圧設備安全弁	緊対棟屋外地下 エリア(加圧設備)	—	・新設	・変更なし	同 上
非常用電源設備	—	—	—	—	—
代緊所用発電機 (内燃機関、励磁装置、保護 継電装置、連結方法含む)	—	・新設	・廃止	—	—
緊対所用発電機車 (内燃機関、励磁装置、保護 継電装置、連結方法含む)	屋外	—	・新設	・変更なし	一体運用に伴う既工認適合性への 影響がないことから既工認を 読み込み
代緊所用発電機冷却水ポンプ	—	・新設	・廃止	—	—
緊対所用発電機車 冷却水ポンプ	発電機車機付	—	・新設	・変更なし	一体運用に伴う既工認適合性への 影響がないことから既工認を 読み込み
代緊所用発電機 機燃料タンク	—	・新設	・廃止	—	—
緊対所用発電機車 燃料油サービスタンク	発電機車機付	—	・新設	・変更なし	一体運用に伴う既工認適合性への 影響がないことから既工認を 読み込み
緊対所用発電機車用 給油ポンプ	緊対棟屋外地下 エリア(燃料設備)	—	・新設	・変更なし	同上
緊対所用発電機車用 燃料油貯蔵タンク	緊対棟屋外地下 エリア(燃料設備)	—	・新設	・変更なし	同上
燃料設備主配管	緊対棟屋外地下 エリア(燃料設備)/屋外	—	・新設	・変更なし	同上
[基本設計方針対象設備] 代替交流電源盤、100V 分 電盤、200V 分電盤	—	・新設	・廃止	—	—
[基本設計方針対象設備] 発電機車接続盤、緊対棟メタ ルクラッド、開閉装置、緊対棟動 力変圧器、緊対棟リーゼンタ、緊対棟 計装用電源装置電源切替盤、緊対棟計装用電源裝 置、緊対棟指揮所内分電盤、 緊対棟指揮所内分電盤	指揮所棟	—	・新設	・変更なし	一体運用に伴う既工認適合性への 影響がないことから既工認を 読み込み

設 備 等 ^(注)		(注) 設置場所 保管場所	変更概要			本申請における取扱い
			新規制基準適合性確認 工認 (代緊所)	緊急時対策所(指揮所) 設置工事	緊急時対策棟 接続工事	
火災防護設備						
火災防護区域及び 火災区画構造物	緊対棟	指揮所棟 休憩所棟 連絡通路	・新設 (旧名:代緊所)	・変更なし	・接続工事に伴い休憩所、指揮所、 連絡通路を一体の火災区域として再設定 ・連絡通路に火災区画を設定	申請対象として適合性を説明
	緊対棟屋外地下 エリア(燃料設備)	緊対棟屋外地下 エリア(燃料設備)	—	・新設 (旧名:緊対棟(指揮所))	・変更なし	一体運用に伴う既工認適合性への影響がないことから既工認を読み込み
	緊対棟屋外地 下エリア(燃料設 備トレンチ)	緊対棟屋外地下 エリア(燃料設 備トレンチ)	—	・新設	・変更なし	同上
ハロンポンベ(ハロンポン ベ(緊対棟(休憩所)用)		ハロンポンベ(緊対棟 (休憩所)用)保管 エリア	・新設 (旧名:ハロンポンベ(代緊所用)) 設置床:代緊所(待機所)	・変更なし (緊対所(指揮所)では使用しない)	・名称・設置床名称の変更 設置床:ハロンポンベ(緊対棟(休憩所)用)保管エリア	同上
ハロンポンベ(緊対棟(指揮 所及び連絡通路)用)		緊対棟(指揮 所)	—	・新設 (旧名:ハロンポンベ(緊対棟用))	・名称変更	同上
消火設備主配管(代緊所)		ハロンポンベ(緊対棟 (休憩所)用)保管 エリア/屋外/ 休憩所棟	・新設	・変更なし	・変更なし (一部名称の変更)	同上
消火設備主配管(指揮所)		屋外/指揮所棟	—	・新設	・変更なし (一部名称の変更)	同上
消火設備主配管(連絡通路)		連絡通路	—	—	※非主配管の範囲で配管延長	
【基本設計方針対象 設備】 全域ハシ自動消火設 備、煙感知器、熱感 知器、防爆型煙感知 器、防爆型熱感知 器、火災受信機盤	休憩所	休憩所棟	・新設	・変更なし (緊対所(指揮所)では使用しない)	・変更なし	一体運用に伴う既工認適合性への影響がないことから既工認を読み込み
	指揮所	指揮所棟	—	・新設	・変更なし	申請対象として適合性を説明
	連絡 通路	連絡通路	—	—	・新設	
緊対所						
緊急時対策 所(棟内)	休憩所	休憩所棟	・新設 (旧名:代緊所)	・廃止	・改造 代緊所を休憩所として連絡通路で接続し、緊対所(棟内)として機能を拡充	申請対象として適合性を説明 既工認適合性への影響がない範囲については既工認を読み込み
	緊対所(指揮 所)	指揮所棟	—	・新設 (旧名:緊対所(指揮所))		
可搬型エリアモニタ			放射線管理施設に示す			放射線管理施設の設備のうち1個を兼用
【基本設計方針対象設備】 通信連絡設備 (緊急時運転パラメータ伝 送システム(SPDS))			計測制御系統施設に示す			計測制御系統施設の設備を兼用
【基本設計方針対象設備】 SPDSデータ表示装置			計測制御系統施設に示す			同上
【基本設計方針対象 設備】 酸素濃度計、二酸化 炭素濃度計	休憩所	—	・新設 保管場所:代緊所	・廃止	—	一体運用に伴う既工認適合性への影響がないことから既工認を読み込み
	指揮所	指揮所棟	—	・新設	・変更なし	
	連絡 通路	—	—	—	—	
その他設備等						
安全避難通路	休憩所	休憩所棟	・代緊所に安全避難通路を 設計	・変更なし (緊対所(指揮所)では使用しない)	・変更なし	一体運用に伴う既工認適合性への影響がないことから既工認を読み込み
	指揮所	指揮所棟	—	・緊対棟(指揮所)に安全避難通 路を設計	・変更なし	
	連絡 通路	連絡通路	—	—	・連絡通路に係る安全避難通路を 設計	申請対象として適合性を説明
非常用照明	休憩所	休憩所棟	・代緊所建屋に係る非常用 照明	・変更なし (緊対所(指揮所)では使用しない)	・変更なし	一体運用に伴う既工認適合性への影響がないことから既工認を読み込み
	指揮所	指揮所棟	—	・緊対棟(指揮所)に係る非常 用照明	・変更なし	
	連絡 通路	連絡通路	—	—	・連絡通路に係る非常用照明	申請対象として適合性を説明

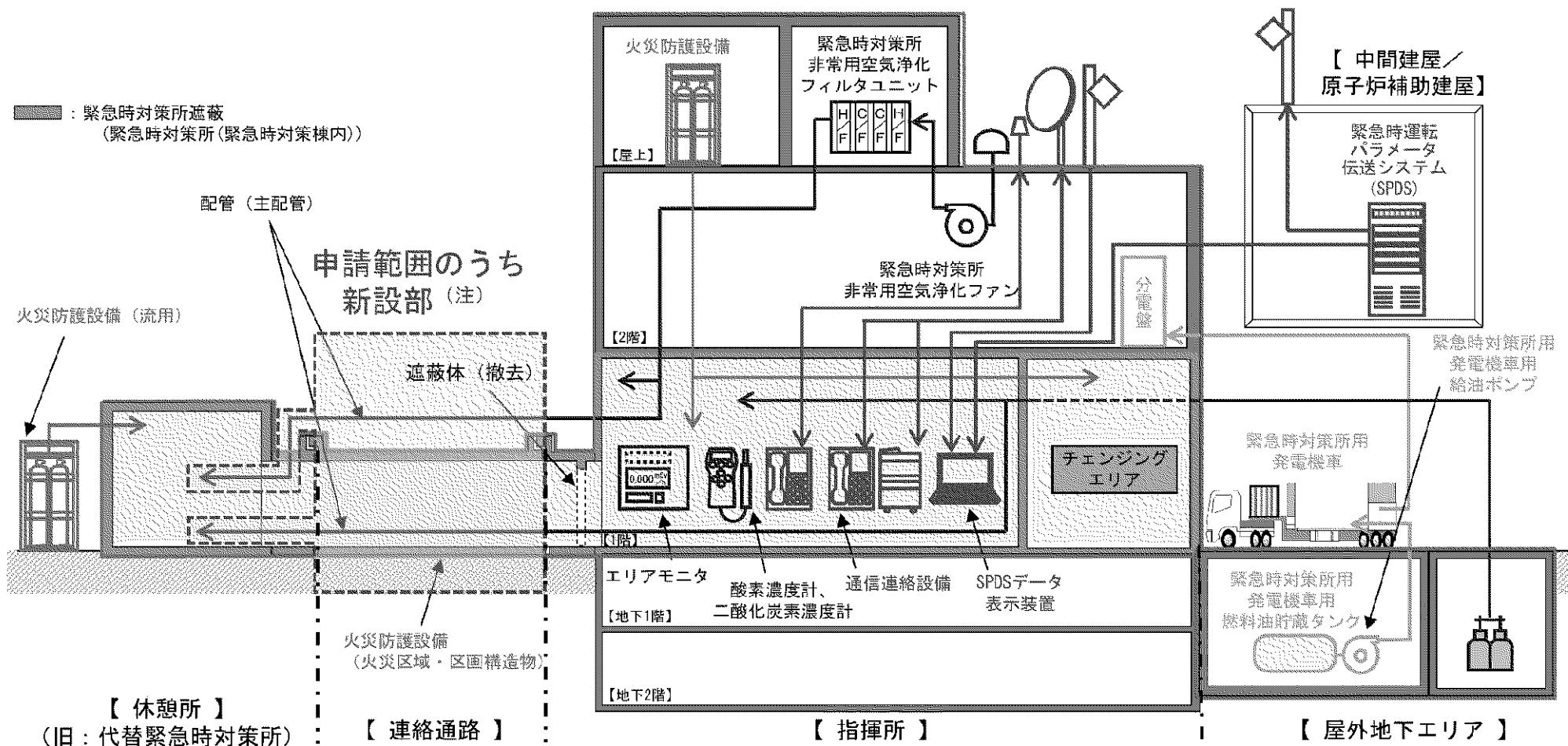


図 1 緊急時対策所関連設備の配置概要図

表2.1 工事計画認可申請における適用条文一覧表（緊急時対策所（指揮所）設置工事設工認）

※緊急時対策所(指揮所)設置工事設工認の補足説明資料1適用条文の整理より抜粋

表2.1 工事計画認可申請における適用条文一覧表（緊急時対策所（指揮所）設置工事設工認

※緊急時対策所(指揮所)設置工事設工認の補足説明資料1適用条文の整理より抜粋

表2.1 工事計画認可申請における適用条文一覧表（緊急時対策所（指揮所）設置工事設工認）

※緊急時対策所(指揮所)設置工事設工認の補足説明資料1適用条文の整理より抜粋

※ 枠囲みの内容は、商業機密あるいは防護上の観点から公開できません。

表2.1 工事計画認可申請における適用条文一覧表（緊急時対策所（指揮所）設置工事設工認）

設備名	実用化規則第1章に開示する施設、設備区分		DB/S3	最大寸法等別別段階																														
				49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	
	社設五分	設備区分		池袋	延岡	江波	大森	新宿	横浜	東京	豊島	豊橋	高崎	柏原	高崎	佐野	柏原	高崎	横浜	新潟	下関	福井	水戸	名古屋	福井	新潟	横浜	新潟						
放射線管理施設	放射性物質のノブセ・ソ（1号機設備、1,2号機共用）	放射線管理装置	放射線管理装置 計量器 計測装置	SA	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	フェンス・グリーン・ガード（1号機設備、1,2号機共用）	放射線管理装置	放射線管理装置 計量器 計測装置	DB/S3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	フェンス・グリーン・ガード（1号機設備、1,2号機共用）	放射線管理装置	放射線管理装置 計量器 計測装置	DB/S3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	可搬型ヒューリック（1号機設備、1,2号機共用）	放射線管理装置	放射線管理装置 計量器 計測装置	SA	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	可搬型アリアンカ（1号機設備、1,2号機共用）	放射線管理装置	放射線管理装置 計量器 計測装置	SA	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	手運びテペイント・タ（1号機設備、1,2号機共用）	放射線管理装置	放射線管理装置 計量器 計測装置	SA	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	HTシルバーライン・システム（1号機設備、1,2号機共用）	放射線管理装置	放射線管理装置 計量器 計測装置	SA	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	油圧駆動・ペイント・タ（1号機設備、1,2号機共用）	放射線管理装置	放射線管理装置 計量器 計測装置	SA	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	ZAS-1レーザンショーネーム（1号機設備、1,2号機共用）	放射線管理装置	放射線管理装置 計量器 計測装置	SA	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	保育ナース（1号機設備、1,2号機共用）	放射線管理装置	放射線管理装置 計量器 計測装置	SA	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	直送ボン（1号機設備、1,2号機共用、1号機（保守））	放射線管理装置	換気設備	SA	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	緊急身対策所と常用空気淨化装置+回音（1号機設備、1,2号機共用）	放射線管理装置	換気設備	SA	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	緊急身対策所+回音（1号機設備、1,2号機共用）	放射線管理装置	換気設備	SA	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	緊急身対策所+防護服+回音（1号機設備、1,2号機共用、1号機（保守））	放射線管理装置	換気設備	SA	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	緊急身対策所+防護服+回音（1号機設備、1,2号機共用、1号機（保守））	放射線管理装置	換気設備	SA	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	緊急身対策所+常用空気淨化装置（1号機設備、1,2号機共用）	放射線管理装置	換気設備	SA	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	緊急身対策所+常用空気淨化装置（1号機設備、1,2号機共用）	放射線管理装置	フィルター	SA	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	緊急身対策所+常用空気淨化装置（1号機設備、1,2号機共用）	放射線管理装置	生物活性装置	SA	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	呼吸生息装置（多名多回室）（1号機設備、1,2号機共用）	放射線管理装置	呼吸装置	—	—	SA	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	呼吸生息装置（多名多回室）（1号機設備、1,2号機共用）	放射線管理装置	呼吸装置	—	—	SA	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※緊急時対策所（指揮所）設置工事設工認の補足説明資料1適用条文の整理より抜粋

※ 梄囲みの内容は、商業機密あるいは防護上の観点から公開できません。

表2.1 工事計画認可申請における適用条文一覧表（緊急時対策所（指揮所）設置工事設工認）

※緊急時対策所(指揮所)設置工事設工認の補足説明資料1適用条文の整理より抜粋

※ 枠囲みの内容は、商業機密あるいは防護上の観点から公開できません。

表2.1 工事計画認可申請における適用条文一覧表（緊急時対策所（指揮所）設置工事設工認）

設備名	適用規則別表第一に記載する施設、管轄区分	DB/S3	最大寸法等別別段階																													
			49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78
			池袋	延岡	江波	火災	防雷改修	重大事変時対応設備	材料の搬入	燃費の制限	安全確認	耐震試験	本施設	高圧气体の冷却	パワーリングの液化	石油精製の油火	気絶ドレンシング	CX管其	CX管半蔵引止	下部深井心冷却	CX水栓	CX水栓半蔵引止	SFP	鼓膜	水の供給	汚泥	計画	風呂	排水	監視	監視装置	通報
社支区分	設備区分	管轄区分	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	
1. 非常用電源設備			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
非常用非常用コンピュータシステム (1号機設置、1、2号機不使用、1号機 は設置)	非常用常設	—	—	SA	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
非常用非常用コンピュータシステム (1号機設置、1、2号機不使用、1号機 は設置)	非常用常設	—	—	SA	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
非常用非常用電源装置 (1号機設置、1、2号機不使用、1号機 は設置)	非常用常設	—	—	SA	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
非常用非常用電源装置 (1号機設置、1、2号機不使用、1号機 は設置)	非常用常設	—	—	SA	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
非常用非常用電源装置 (1号機設置、1、2号機不使用、1号機 は設置)	非常用常設	—	—	SA	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
非常用非常用分電盤 (1号機設置、1、2号機不使用、1号機 は設置)	非常用常設	—	—	SA	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
非常用非常用分電盤 (1号機設置、1、2号機不使用、1号機 は設置)	非常用常設	—	—	SA	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
非常用非常用内分電盤 (1号機設置、1、2号機不使用、1号機 は設置)	非常用常設	—	—	SA	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

※緊急時対策所（指揮所）設置工事設工認の補足説明資料1適用条文の整理より抜粋

※ 梱囲みの内容は、商業機密あるいは防護上の観点から公開できません。

表2.1 工事計画認可申請における適用条文一覧表（緊急時対策所（指揮所）設置工事設工認）

設備名	適用規則別表第一に開示する 施設・管轄区分			DB/S3	最大寸法等別別設																											
					49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76
	社支五分	設備区分	管轄区分		池袋	延岡	江波	火災	暫定 改修	重大 事変 緊急時 對策 設備	材料 燃費 の制 度	安全 基準 試験	本施 設	高 速 の 冷 却	パウ リニ ング の 法 二	電 気 時 間 の 如 き	絞 り シ ン ク	CE 規 則	電 磁 場 の 抑 止	下部 電 源 の 切 断	CO ガ ス の 漏 れ	電 力 供 給	機 械 改 修	運 搬 設 備	風 扇 の 強 制 運 転	電 動 機 器 の 防 爆 設 備	電 子 機 器 の 防 爆 設 備	電 子 機 器 の 防 爆 設 備	通 用			
4. 火災防護設備					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
火災区本筋道及び火災区南筋道の 緊急時対策装置（指揮所）（1号機設 置、1.2号機共用）	その付帯物 上直・直の 附置設置	火災防護 改修	火災警報機 及び火災ス マホ物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
火災区本筋道及び火災区南筋道の 緊急時対策装置（指揮所）（2号機設 置、1.2号機共用）	その付帯物 上直・直の 附置設置	火災防護 改修	火災警報機 及び火災ス マホ物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
火災区北筋道及び火災区西筋道の 緊急時対策装置（指揮所）（2号機設 置、1.2号機共用）	その付帯物 上直・直の 附置設置	火災防護 改修	火災警報機 及び火災ス マホ物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
火災区北筋道及び火災区西筋道の 緊急時対策装置（指揮所）（1号機設 置、1.2号機共用）	その付帯物 上直・直の 附置設置	火災防護 改修	火災警報機 及び火災ス マホ物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
火災区北筋道（1号機設置、1. 2号機共用）	その付帯物 上直・直の 附置設置	火災防護 改修	石井	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
火災区南筋道（1号機設置、1. 2号機共用）	その付帯物 上直・直の 附置設置	火災防護 改修	原宿	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
火災ハコ（自動火災警報 装置接続用）（器具遮断用）（1 号機設置、1.2号機共用、1機に接 続）	その付帯物 上直・直の 附置設置	火災防護 改修	原宿	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
遮蔽装置（1号機設置、1.2号機共 用、1号機に接続）	その付帯物 上直・直の 附置設置	火災防護 改修	原宿	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
遮蔽装置（1号機設置、1.2号機共 用、1号機に接続）	その付帯物 上直・直の 附置設置	火災防護 改修	原宿	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
遮蔽装置（1号機設置、1.2号機共 用、1号機に接続）	その付帯物 上直・直の 附置設置	火災防護 改修	原宿	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
遮蔽装置（1号機設置、1.2号機共 用、1号機に接続）	その付帯物 上直・直の 附置設置	火災防護 改修	原宿	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
火災防護装置（1号機設置、1.2号 機共用、1号機に接続）	その付帯物 上直・直の 附置設置	火災防護 改修	原宿	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
火災防護装置（1号機設置、1.2号 機共用、1号機に接続）	その付帯物 上直・直の 附置設置	火災防護 改修	原宿	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
火災防護装置（1号機設置、1.2号 機共用、1号機に接続）	その付帯物 上直・直の 附置設置	火災防護 改修	原宿	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

※緊急時対策所（指揮所）設置工事設工認の補足説明資料1適用条文の整理より抜粋

※ 框囲みの内容は、商業機密あるいは防護上の観点から公開できません。

表2.1 工事計画認可申請における適用条文一覧表（緊急時対策所（指揮所）設置工事設工認）

設備名	適用規則別表第一に記載する 施設、管轄区分			DB/SA	最大寸法等別別																												
					49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77
	池袋	延岡	江波	火災	防雷	重大 事変 警報 設備 設置 規制	材料 の供給	燃費 の制限	安全 基準	耐震 試験	本施 設界	高圧 供給の 施設	パワ ーの制 度二	電力 供給の 制約	経営 マネジ メント	CE規 格基 準	電池 充電 禁止	下部 構造 の心 配	CE規 格基 準	電池 充電 禁止	SFP 接続	水の 供給	電源 設備	計画 機器	電子 機器	電気 機器	電機 機器	電動 機器	通話 用				
地区区分	設備区分	管轄区分	管轄区分	地区区分	池袋	延岡	江波	火災	防雷	重大 事変 警報 設備 設置 規制	材料 の供給	燃費 の制限	安全 基準	耐震 試験	本施 設界	高圧 供給の 施設	パワ ーの制 度二	電力 供給の 制約	経営 マネジ メント	CE規 格基 準	電池 充電 禁止	下部 構造 の心 配	CE規 格基 準	電池 充電 禁止	SFP 接続	水の 供給	電源 設備	計画 機器	電子 機器	電気 機器	電機 機器	電動 機器	通話 用
9. 緊急時対策所																																	
緊急時対策所（1号機設備、1、2号機用）	緊急時 対策所	緊急時 対策所	—	DB/SA	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—			
緊急時対策所（マーベックス送受信システム（SPEEDIS）（1号機設備、1、2号機用、1号機江戸川））	緊急時 対策所	—	—	DB/SA	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	○			
緊急時対策所（マーベックス送受信システム（SPEEDIS）（2号機設備、1、2号機用、2号機江戸川））	緊急時 対策所	—	—	DB/SA	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—			
SPEEDIS等、外表不整備（1号機設備、1、2号機用、1号機江戸川）	緊急時 対策所	—	—	DB/SA	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	○			
内蔵型のアラーム（加圧用制御）（1号機用、1、2号機用）	緊急時 対策所	—	—	SA	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—			
緊急時対策所（1号機設備、1、2号機用、1号機江戸川）	緊急時 対策所	—	—	DB/SA	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—			
其他緊急時対策所（1号機設備、1、2号機用、1号機江戸川）	緊急時 対策所	—	—	DB/SA	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—			

※緊急時対策所（指揮所）設置工事設工認の補足説明資料1適用条文の整理より抜粋

※ 桁囲みの内容は、商業機密あるいは防護上の観点から公開できません。

表2.2 設計及び工事計画認可申請における適用条文一覧表 (緊急時対策棟接続工事設工認)

(注1) 本申請設備は、全て、「1号機設備、1,2号機共用」である

○：適用条文であり、今回の申請で適合性を確認する必要がある条文

(注2) SA設備を防護する火災防護設備である。

表2(設計及び工事計画認可申請における適用条文一覧表緊急時対策棟接続工事設工認)

設備等 ^(注1)	実用炉規則別表第二に関連する施設・設備区分			DB/SA	重大事故等対処施設																											
					49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76
	地盤	地震	津波	火災	特重設備	重大事故等対処設備	材料構造	破壊の防止	安全弁	耐圧試験	未臨界	高圧時の冷却	パウンドアの減圧	低圧時の冷却	最終ヒートシンク	CV冷却	CV過圧破損防止	下部溶融炉心冷却	CV水素爆発	原子炉建屋水素爆発	SFP冷却	拡散抑制	水の供給	電源設備	計装設備	原子炉制御室	監視設備	緊急時対策所	通信	準用		
施設区分	設備区分	機器区分			共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	共通	
放射線管理施設																																
放射線管理施設主配管	放射線管理施設	換気設備	主配管	SA	○	○	-	○																								
緊急時対策所遮蔽 (緊急時対策所 (緊急時対策棟内))	放射線管理施設	生体遮蔽装置	SA	○	○	-	○																									
その他発電用原子炉施設の附属施設																																
4 火災防護設備																																
緊急時対策棟	その他発電用原子炉の附属施設	火災防護設備	火災区域構造物及び火災区画構造物	— ^(注2)	-	-	-	-	○																							
9 緊急時対策所																																
緊急時対策所 (緊急時対策棟内) 機能	緊急時対策棟	緊急時対策所機能	—	DB/SA	○	○	-	-																								

(注1) 本申請設備は、全て、「1号機設備、1,2号機共用」である。

(注2) SA設備を防護する火災防護設備である。

○：適用条文であり、今回の申請で適合性を確認する必要がある条文

-：適合性確認が不要な条文

緊急時対策所エリアモニタに係る設工認申請書の記載について

1. 概要

緊急時対策所エリアモニタについては、人が滞在する指揮所及び休憩所に取り付ける計画であるが、要目表には緊急時対策所のフロアレベル EL. 25.3m のみを記載しているため、休憩所のフロアレベル EL. 25.2m を併記する誤記修正を行う。これに伴い、現状の申請書では要目表に変更が無いため設工認手続き対象外としていたが、当該取付箇所の変更により要目表に変更が生じるため、緊急時対策所エリアモニタを申請対象とし、関連する申請書について、緊急時対策所エリアモニタに係る説明を追加する。

また、緊急時対策所エリアモニタを申請対象とする影響について 2. 項に示す。

2. 影響範囲

緊急時対策棟エリアモニタを申請対象とすることにより、補正の対象となる設工認申請書及び補正内容を表 1 に示す。表 1 に記載のない設工認申請書については、緊急時対策棟エリアモニタを申請対象とする影響はない。

表 1 補正対象の設工認申請書料及び補正内容

設工認申請書			補正内容
本文	要目表 (主要設備リスト含む)	放射線管理施設	変更後の取付箇所へ EL. 25.2m の追加 (要目表) 申請対象設備として項目の追加 (主要設備リスト)
添付資料	発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書		取付箇所 EL. 25.2m の追加
	設備別記載事項の設定根拠に関する説明書		申請対象設備として項目の追加
添付図面	放射線管理用計測装置の検出器の取付箇所を明示した図面		取付箇所 EL. 25.2m の追加
	放射線管理施設に係る構造図		取付箇所 EL. 25.2m の追加

放射線管理施設

加圧水型発電用原子炉施設に係るものにあっては、次の事項

1 放射線管理用計測装置に係る次の事項（警報装置を有する場合は、その動作範囲を付記すること。）

(2) エリアモニタリング設備に係る次の事項

ハ 緊急時対策所の線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

・可搬型

変更前					変更後						
名 称	検出器の種類	計測範囲	警 報動作範囲	取 付 箇 所	個 数	名 称	検出器の種類	計測範囲	警 報動作範囲	取 付 箇 所	個 数
放射線管理用計測装置 <small>緊急時対策所 エリアモニタ (1,2号機共用)</small>	半導体式	0.001~99.99 mSv/h	—	保管場所： 緊急時対策棟 EL.25.3m <small>(注1)</small> 取付箇所： 【1号機のみ】2台 <small>(注2)</small> 緊急時対策所（緊急時対策棟内） EL.25.3m 〔監視・記録は 緊急時対策所（緊急時対策棟内）〕 <small>(注3)</small>	2 <small>(予備1)</small>	放射線管理用計測装置		変更なし	保管場所： 変更なし 取付箇所： 【1号機のみ】2台 緊急時対策所（緊急時対策棟内） EL.25.2m,EL.25.3m 〔監視・記録は 緊急時対策所（緊急時対策棟内）〕	変更なし	

(注1) 本設備は記載の適正化のみを行うものであり、手続き対象外である。

(注2) 記載の適正化を行う。既工事計画には「緊急時対策棟（指揮所）EL.25.3m」と記載。

(注3) 記載の適正化を行う。既工事計画には「緊急時対策所（指揮所）EL.25.3m」と記載。

変更後の取付箇所へ EL. 25. 2m の追加

申請対象設備として項目の追加

指揮所工認で設置した設備等に対する本申請の添付資料における説明方針

1. 記載方針

平成 29 年 12 月 20 日付け原発本第 248 号の工事計画（以下「別表改正工事計画」）にて届出、平成 27 年 3 月 18 日付原規規発第 1503181 号にて認可された工事計画（以下「代緊所工認」という。）及び令和元年 6 月 3 日付け原規規発第 1906035 号にて認可を受けた工事計画（以下「指揮所工認」という。）で届出・申請した設備等（以下「代緊所工認設備等」又は「指揮所工認設備」という。）については、本申請による緊急時対策所の接続に伴い、緊急時対策所（指揮所）での運用から、緊急時対策所の指揮所・休憩所・連絡通路を一体とした緊急時対策所（緊急時対策棟内）での運用へ取扱いが変更となる（以下「一体運用」という。）。

一体運用については、本申請の緊急時対策所の基本設計方針に記載しているものの、添付資料においては、設備仕様及び設計の条件に変更がないものについては、別表改正工事計画、代緊所工認及び指揮所工認で説明した内容に影響を与えないため記載してない。

一方、本設工認により一体運用を開始することを踏まえ、緊急時対策所全体での適合性を把握する観点から、別表改正工事計画、代緊所工認及び指揮所工認で説明した内容に影響を与えない添付資料についても、本設工認の添付資料にその旨を記載する方針とする。

各添付資料における具体的な記載方針は下表のとおり。

表 1 本申請における指揮所工認設備等の説明方針

添付資料	添付資料の有無		指揮所工認設備等に対する本設工認の添付資料における説明方針	対応例※
	指揮所工認	接続工事設工認		
発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書	○	○	・緊急時対策所全体での適合性を説明する必要があることから、添付資料にて既工認範囲についても許可整合性を説明している。	—
発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	○	○	・緊急時対策所全体での適合性を説明する必要があることから、添付資料にて既工認を読み込んでいる。	—
設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	○	○	・設備別記載事項の設定根拠に関する説明書の記載方針については別紙に示す。	—

添付資料	添付資料の有無		指揮所工認設備等に対する本設工認の添付資料における説明方針	対応例※
	指揮所工認	接続工事設工認		
安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	○	○	・代緊所工認設備等、指揮所工認設備等については、設備仕様及び設計の条件に変更は無いことから、添付資料に代緊所工認及び指揮所工認の読み込みを追記する。	1
発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書	○	○	・緊急時対策所全体での適合性を説明する必要があることから、添付資料にて既工認を読み込んでいる。	—
発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	○	○	・緊急時対策所全体での適合性を説明する必要があることから、添付資料にて既工認を読み込んでいる。	—
発電用原子炉施設の蒸気タービン、ポンプ等の損壊に伴う飛散物による損傷防護に関する説明書	○	×	・指揮所工認設備である緊急時対策所非常用空気浄化ファンの電動機等が対象 ・これらの設備については、設備仕様及び設計の条件に変更がないことから添付資料を作成していないため、新たに添付資料を作成し指揮所工認を読み込む記載をする。	2
通信連絡設備に関する説明書	○	×	・代緊所工認設備等*及び指揮所工認設備である緊急時対策所の通信連絡設備が対象 ・これらの設備については、設備仕様及び設計の条件に変更がないことから添付資料を作成していないため、新たに添付資料を作成し代緊所工認及び指揮所工認を読み込む記載をする。 *47条設備として継続使用する電力保安通信電話設備、運転指令設備	2
安全避難通路に関する説明書	○	○	・代緊所工認設備等及び指揮所工認設備等については、設備仕様及び設計の条件に変更は無いことから、添付資料に代緊所工認及び指揮所工認の読み込みを追記する。	1
非常用照明に関する説明書	○	○	・代緊所工認設備等及び指揮所工認設備等については、設備仕様及び設計の条件に変更は無いことから、添付資料に代緊所工認及び指揮所工認の読み込みを追記する。	1
耐震性に関する説明書	○	○	・代緊所工認設備等及び指揮所工認設備等については、設備仕様及び設計の条件に変更は無いことから、添付資料に代緊所工認及び指揮所工認の読み込みを追記する。	1
設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書	○	○	・個々の設工認における品質管理の方法等を説明するものであり今回の検討の対象外	—

添付資料	添付資料の有無		指揮所工認設備等に対する本設工認の添付資料における説明方針	対応例※
	指揮所工認	接続工事設工認		
放射線管理用計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	○	×	<ul style="list-style-type: none"> ・指揮所工認設備である緊急時対策所に設置・保管する放射線管理用計測装置が対象 ・これらの設備については、設備仕様及び設計の条件に変更がないことから添付資料を作成していないため、新たに添付資料を作成し指揮所工認を読み込む記載をする。記載をする。 	2
管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置に関する説明書	○	×	<ul style="list-style-type: none"> ・指揮所工認設備である緊急時対策所に設置・保管する管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置が対象 ・これらの設備については、設備仕様及び設計の条件に変更がないことから添付資料を作成していないため、新たに添付資料を作成し指揮所工認を読み込む記載をする。 	2
強度に関する説明書	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・指揮所工認設備等については、設備仕様及び設計の条件に変更は無いことから、添付資料に指揮所工認の読み込みを追記する。 	1
生体遮蔽装置の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所全体での適合性を説明する必要があることから、添付資料にて既工認を読み込んでいる。 	—
非常用発電装置の出力の決定に関する説明書	○	×	<ul style="list-style-type: none"> ・指揮所工認設備である非常用発電装置が対象 ・これらの設備については、設備仕様及び設計の条件に変更がないことから添付資料を作成していないため、新たに添付資料を作成し指揮所工認を読み込む記載をする。 	2
緊急時対策所の機能に関する説明書	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所全体での適合性を説明する必要があることから、既工認を読み込んでいる。 	—
緊急時対策所の居住性に関する説明書	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所全体での適合性を説明する必要があることから、添付資料にて既工認を読み込んでいる。 	—

2. 申請書添付資料における対応例

表 1 に示す対応例別に今回の申請書の添付資料における指揮所設置設備等での説明の対応例を示す。

【対応例 1】：指揮所工認及び今回の設工認で同じ添付資料を添付しており、指揮所工認設備等については設備仕様及び設計の条件に変更は無いことから指揮所工認で説明した内容に影響を与えないため、添付資料に指揮所工認の読み込みを追記する。

(例) 耐震性に関する説明書

1. 概要

本資料は、発電用原子炉施設の耐震設計が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第 4 条及び第 49 条（地盤）並びに第 5 条及び第 50 条（地震による損傷の防止）に適合することを説明するものである。

なお、令和元年 6 月 3 日付け原規規発第 1906035 号にて認可を受けた工事計画（以下「指揮所工認」という。）で設置した設備等の耐震評価については、今回の申請において設備仕様、評価条件等に変更が無いことから、指揮所工認の添付資料 11 「耐震性に関する説明書」による。

【対応例 2】：今回の設工認では指揮所工認と同じ添付資料を添付していないため、新たに添付資料を作成し、指揮所工認設備等については設備仕様及び設計の条件に変更は無いことから指揮所工認で説明した内容に影響を与えないため、添付資料に指揮所工認の読み込みを記載する。

(例) 発電用原子炉施設の蒸気タービン、ポンプ等の損壊に伴う飛散物による損傷防護に関する説明書（添付資料を新規作成）

1. 概要

本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「技術基準規則」という。）」第 54 条第 1 項第 5 号及びその「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（以下「解釈」という。）」に基づき、悪影響防止として高速回転機器が飛散物とならないことについて説明するものである。

2. 本申請に伴う指揮所工認で設置した設備等への影響

令和元年 6 月 3 日付け原規規発第 1906035 号にて認可を受けた工事計画（以下「指揮所工認」という。）で申請した設備等の蒸気タービン、ポンプ等の損壊に伴う飛散物による損傷防護については、今回の申請において設備仕様、評価条件等に変更が無いことから、指揮所工認の添付資料 7 「発電用原子炉施設の蒸気タービン、ポンプ等の損壊に伴う飛散物による損傷防護に関する説明書」による。

設定根拠に関する説明書における指揮所工認設備の記載方針

指揮所工認で申請した空気ボンベ、緊急時対策所非常用空気浄化ファンについては、本申請による一体運用に伴い本文の主要仕様表（以下、「要目表」という。）に変更がないため、本設工認の申請対象としていない。

一方、上記設備については、一体運用に伴い、要目表の変更を伴わない範囲で、設定根拠の説明に変更が生じるが本設工認の添付資料には記載していない。

設定根拠に関する説明書については、『発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド』において、「要目表に記載する機器等が通常運転時、設計基準事故時、重大事故等時等に機能を要求される状況で所要の機能を発揮するための設計条件の設定根拠に関して説明すること」、「基本設計方針にのみ記載する機器等についても、当該機器等の主たる機能に係る仕様（容量、最高使用圧力、最高使用温度又は個数等）について設定根拠に関して説明すること」と規定される。

上記設備の設定根拠については、本申請の一体運用に伴い使用用途・設定根拠が変更がとなるため、要求される状況で所要の機能を発揮するため設定根拠について説明が必要であることから、申請書添付資料の別添で説明するよう申請書の構成を見直す。

なお、上記設備を除く設備等については他の添付資料の記載方針と同様に、設備別記載事項、設定根拠に変更が無いことから、添付資料に既工認の読み込みを追記する。

・設定根拠に関する説明書に枠囲みを追記

（例）設備別記載事項の設定根拠に関する説明書

1. 概 要

本資料は、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則別表第二に基づき、当該申請に係る設備別記載事項のうち容量等の設定根拠について説明するものである。

また、令和元年6月3日付け原規規発第1906035号にて認可を受けた工事計画（以下「指揮所工認」という。）で申請した空気ボンベ（緊急時対策所用）及び緊急時対策所非常用空気浄化ファンについては、本申請において設備別記載事項に変更はないが、その設定根拠に変更があることから、別添の「設定根拠に関する説明書（別添）」にてその設定根拠を説明する。

なお、平成29年12月20日付け原発本第248号の工事計画（以下「別表改正に係る工事計画」）にて届出したハロンボンベ（緊急時対策所（休憩所）用）、消火配管（ハロンボンベ（緊急時対策棟（休憩所）用）～緊急時対策所（休憩所））、及び緊急時対策所エリアモニタ、空気ボンベ（緊急時対策所用）及び緊急時対策所非常用空気浄化ファンを除く指揮所工認で設置した設備等に係る設定根拠については、今回の申請において設備別記載事項、設定根拠に変更が無いことから、別表改正に係る工事計画の添付資料4「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」及び指揮所工認の添付資料3「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」による。